

## 「持続化給付金つなぎ資金」の取扱い開始について

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けていらっしゃる皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、影響を受けられた事業者様をご支援するため、経済産業省が創設した持続化給付金について、申請から受給まで一定の期間を要することが見込まれることから、受給までのタイムラグを解消するため当組合の緊急小口事業資金を活用した下記「持続化給付金つなぎ資金」の取扱いを開始しましたのでお知らせいたします。

### 商品概要

名称	緊急小口融資対応「持続化給付金つなぎ資金」
ご利用いただける方	以下のすべてを満たしている方 ・ 持続化給付金の申請を行う予定の方 ・ 当組合の組合員資格を有する方 ・ 持続化給付金の受給口座を当組合に指定できる方
ご融資限度額	100万円以内（但し、持続化給付金受給額の1/2を限度とします）
貸付方法	手形貸付（持続化給付金での一括返済）
ご融資期間	3ヶ月（持続化給付金の給付が既に決定しており、受給が貸付期日より遅れる場合はその期日まで期日延長を可能とします）
ご融資利率	年1.00%
保証人	原則法人は代表者・個人事業者の方は不要
必要書類	・ 「給付通知書」または「持続化給付金申請書」の控え ・ 申請時に添付した書類（写し）一式 ・ その他当組合が必要と認める書類（決算書・申告書3期分等）
取扱店	当組合本支店
取扱期間	令和2年6月11日から当分の間

※実質無利子融資制度「長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金」の取り扱いも行っていきますので、併せてご利用ください。

※審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

※詳しくは当組合の本支店窓口へお尋ねください。

令和2年6月11日現在